

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

[1 略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送業務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)
営業費															
運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費															
研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
通信設備使用料															
租税公課															

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

[1 同左]

2 [同左]

	データ伝送業務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)
営業費															
運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費															
研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
通信設備使用料															
租税公課															

合計				
費用区分	予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値		
営業費	例) A×B+C  ※ Aは……。 (見込みなのか、過去の実績値に基づくものかを含めて詳細に記載すること。) Bは……。 Cは……。	例) A：〇〇億円 (2022)、〇〇億円 (2023)、〇〇億円 (2024) B：〇% (2022)、〇% (2023)、〇% (2024) C：〇〇億円 (2022)、〇〇億円 (2023)、〇〇億円 (2024)		
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				

[注1～7 略]

8 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのか具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

9 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、費用区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	

合計				
費用区分	算定方法			
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				

[注1～7 同左]

8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[新設]

2の2 [同左]

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	

営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				

費用区分	予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
営業費	例) A×B+C  ※ Aは……。(見込みなのか、過去の実績値に基づくものかを含めて詳細に記載すること。) Bは……。 Cは……。	例) A：〇〇億円(2022)、〇〇億円(2023)、〇〇億円(2024) B：〇% (2022)、〇% (2023)、〇% (2024) C：〇〇億円(2022)、〇〇億円(2023)、〇〇億円(2024)
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		

[注1～5 略]

6 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたの

営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				

費用区分	算定方法
営業費	
運用費	
施設保全費	
共通費	
管理費	
試験研究費	
研究費償却	
減価償却費	
固定資産除却費	
通信設備使用料	
租税公課	

[注1～5 同左]

6 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな

か具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

7 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、費用区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[2の3～4 略]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値 (事業年度) (単位：Mbps)	参考値 (事業年度) (単位：Mbps)	予測値 (事業年度) (単位：Mbps)
需要			

需要の算定方法等の詳細

1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成	
2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法	
3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値	
4. 需要の算定方法	
5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無	
6. 測定箇所における最繁忙トラヒックの実績値	
7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い	
8. 予測値の具体的な計算式等	
9. 基礎的なものの具体的な値	

[注1～3 略]

4 「需要の算定方法等の詳細」の1. の欄に記載に当たっては、パケット交換機等の接続構成図を含め、自社設備及びMVNO（電気通信事業報告規則様式第3第2表に規定するMVN

影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[新設]

[2の3～4 同左]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 [同左]

項目	実績値 (事業年度) (単位：Mbps)	実績値の 算定方法	参考値 (事業年度) (単位：Mbps)	予測値 (事業年度) (単位：Mbps)	予測値の 算定方法
需要					

[注1～3 同左]

4 「実績値の算定方法」の欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

〇をいう。以下同じ。)の設備がそれぞれどのように接続されるかが明確に分かるように記載すること。

- 5 「需要の算定方法等の詳細」の2.の欄に記載に当たっては、1.で示した接続構成における測定箇所を示し、測定箇所及び接続点それぞれの通信方式を示すとともに、測定方法については、測定のタイミングや回数等も含めて記載すること。この場合において当該測定箇所とMVNOの設備との接続点異なる場合は、当該測定箇所を採用した理由を記載すること。
- 6 「需要の算定方法等の詳細」の4.の欄に記載に当たっては、測定されたものを基にどのように需要が算定されたのか、詳細に記載すること。この場合において、MVNOの契約帯域の取扱いも併せて記載すること。
- 7 「需要の算定方法等の詳細」の5.の欄に記載に当たっては、控除を行うべき理由が複数ある場合は、それぞれに対応する控除した値も含めて記載すること。
- 8 「需要の算定方法等の詳細」の6.の欄には、基礎事業年度における最繁忙トラヒックを記載すること。ただし、2.の欄に記載した測定箇所と最繁忙トラヒックの測定箇所異なる場合は、当該測定箇所を示すこと。
- 9 「需要の算定方法等の詳細」の7.の欄には、MNO（電気通信事業報告規則様式第3第2表に規定するMNOをいう。）がMVNOの冗長を確保するために、必要な接続構成やその際の接続料の有無等を記載すること。
- 10 「需要の算定方法等の詳細」の8.の欄には、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのか具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。
- 11 「需要の算定方法等の詳細」の9.の欄には、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値(単位:回線)			予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	予測値(事業年度)		
需要					

[注1～3 略]

- 4 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのか具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

- 5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。)並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

1の2 [同左]

項目	数値(単位:回線)			予測値の算定方法
	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	予測値(事業年度)	
需要				

[注1～3 同左]

- 4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。)並びに当該予測値の具体的な

5 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、費用区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[1の3～3 略]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

[1 略]

2 データ伝送役務

(単位：円)

	実績値 (事業年度)									参考値 (事業年度)			予測値 (事業年度)		
	データ伝送 交換機能			その他			合計			データ伝送 交換機能			データ伝送 交換機能		
	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値
電気通信事業固定 資産															
有形固定資産（ 帳簿価額）															
機械設備															
空中線設備															
通信衛星設 備															
端末設備															
市内線路設 備															
市外線路設 備															
土木設備															
海底線設備															

計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[新設]

[1の3～3 同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

[1 同左]

2 [同左]

(単位：円)

	実績値 (事業年度)									参考値 (事業年度)			予測値 (事業年度)		
	データ伝送 交換機能			その他			合計			データ伝送 交換機能			データ伝送 交換機能		
	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値
電気通信事業固定 資産															
有形固定資産 (帳簿価額)															
機械設備															
空中線設備															
通信衛星設 備															
端末設備															
市内線路設 備															
市外線路設 備															
土木設備															
海底線設備															

建物																			
構築物																			
機械及び装置																			
車両及び船舶																			
工具、器具及び備品																			
休止設備																			
土地																			
リース資産																			
建設仮勘定																			
有形固定資産合計																			
無形固定資産																			
海底線使用权																			
衛星利用権																			
施設利用権																			
ソフトウェア																			
のれん																			
特許権																			
借地権																			
リース資産																			
その他無形固定資産																			
無形固定資産合計																			
電気通信事業固定資産合計																			

建物																			
構築物																			
機械及び装置																			
車両及び船舶																			
工具、器具及び備品																			
休止設備																			
土地																			
リース資産																			
建設仮勘定																			
有形固定資産合計																			
無形固定資産																			
海底線使用权																			
衛星利用権																			
施設利用権																			
ソフトウェア																			
のれん																			
特許権																			
借地権																			
リース資産																			
その他無形固定資産																			
無形固定資産合計																			
電気通信事業固定資産合計																			

区分		予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
電 気 通 固	有	機械設備	
	形	空中線設備	
	固	通信衛星設備	

区分		算定方法
電 気 通 固	有	機械設備
	形	空中線設備
	固	通信衛星設備



信 事 業 固 定 資 産	定	端末設備		
	資	市内線路設備		
	産	市外線路設備		
		土木設備		
		海底線設備		
		建物		
		構築物		
		機械及び装置		
		車両及び船舶		
		工具、器具及び備品		
		休止設備		
		土地		
		リース資産		
		建設仮勘定		
無 形 固 定 資 産		海底線使用権		
		衛星利用権		
		施設利用権		
		ソフトウェア		
		のれん		
		特許権		
		借地権		
		リース資産		
		その他無形固定資産		

[注1～7 略]

8 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、資産区分ごとに、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのか具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

9 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、資産区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

[1・1の2 略]

信 事 業 固 定 資 産	定	端末設備		
	資	市内線路設備		
	産	市外線路設備		
		土木設備		
		海底線設備		
		建物		
		構築物		
		機械及び装置		
		車両及び船舶		
		工具、器具及び備品		
		休止設備		
		土地		
		リース資産		
		建設仮勘定		
無 形 固 定 資 産		海底線使用権		
		衛星利用権		
		施設利用権		
		ソフトウェア		
		のれん		
		特許権		
		借地権		
	リース資産			
	その他無形固定資産			

[注1～7 同左]

8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[新設]

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

[1・1の2 同左]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率

	A) 今年度予測値	B) 前年度予測値	A) / B)	乖離が生じた理由
原価 (単位: 円)				
利潤 (単位: 円)				
需要 (単位: Mbps)				
接続料単価				

- 注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「A) 今年度予測値」の欄には、様式第17の4の5表1（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料）により算定された予測値のうち、直近の事業年度に適用される予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを記載すること。
- 3 「B) 前年度予測値」の欄には、「A) 今年度予測値」に記載する予測接続料の基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下この様式において同じ。）の前年度を基礎事業年度として算定された予測接続料のうち、「A) 今年度予測値」に記載する予測接続料と同じ事業年度に適用される予測接続料に係る原価、利潤及び需要を記載すること。
- 4 「A) / B)」の欄には、今年度予測値を昨年度予測値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、今年度予測値と昨年度予測値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。記載に当たっては、計算式の変更により乖離が生じた場合はその内容及び変更理由を、入力値により乖離が生じた場合にはその増減及びその理由について定量的に記載すること。

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

[1 略]

2の1 ステップ2における抽出状況の詳細

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	回線容量課金対象外費用のうち主要な費用及びその額	回線容量課金対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準及びその具体的な値		
営業費	例)					

[新設]

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

[1 同左]

2の1 [同左]

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	回線容量課金対象外費用のうち主要な費用及びその額	回線容量課金対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準		
営業費						

	〇〇に係る 〇〇 費：〇〇 億円					
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						

[注1～3 略]

4 主要な費用及びその額は各費用の具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。記載に当たっては、どのような基準により直課・配賦が行われているか分かるよう、どのような設備に係る費用なのかを明確にして記載すること（例：基地局の保守に係る委託費）。また、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用、他の事業者が個別に負担している設備費、付加機能の用に供する設備費又はPGW設備に係る費用が含まれる場合、その額を個別に記載すること。また、全ての費用区分について、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。

5 「直課している費用及び配賦している費用の割合」の欄には、全体に占めるそれぞれの費用の割合を百分率で記載すること。

6 配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法の詳細を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。

7 [略]

2の2 ステップ3における抽出状況の詳細

運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						

[注1～3 同左]

4 主要な費用及びその額はその具体的な内容が分かるように記載すること。営業費、共通費、管理費及び租税公課を除く費用区分については、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。

[新設]

5 配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。

6 [同左]

2の2 [同左]

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	接続料原価対象外費用のうち主要な費用及びその額	接続料原価対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準及びその具体的な値		
営業費	例) ○○に係る○○費：○○億円					
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						

[注1～3 略]

4 主要な費用及びその額は各費用の具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。記載に当たっては、どのような基準により直課・配賦が行われているか分かるよう、どのような設備に係る費用なのかを明確にして記載すること（例：基地局の保守に係る委託費）。また、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用、他の事業者が個別に負担している設備費、付加機能の用に供する設備費又はPGW設備に係る費用が含まれる場合、その額を個別に記載すること。また、全ての費用区分について、各欄に記

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	接続料原価対象外費用のうち主要な費用及びその額	接続料原価対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準		
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						

[注1～3 同左]

4 主要な費用及びその額はその具体的な内容が分かるように記載すること。営業費、共通費、管理費及び租税公課を除く費用区分については、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。

<p>載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。</p> <p><u>5</u> 「直課している費用及び配賦している費用の割合」の欄には、全体に占めるそれぞれの費用の割合を百分率で記載すること。</p> <p><u>6</u> 配賦の基準は、その定義及び具体的な<u>計算方法の詳細</u>を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。</p> <p><u>7</u> [略]</p>	<p>[新設]</p> <p><u>5</u> 配賦の基準は、その定義及び具体的な<u>計算方法</u>を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。</p> <p><u>6</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。